

義務教育費の財源確保等に関する意見書

子供たちへの教育は、社会の将来を担い、その基盤づくりになることから極めて重要であり、その学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出につなげる必要がある。

このような中、小学校1年生、2年生が35人以下学級に引き下げられたが、その後の予算措置の拡充がなされていない。

しかしながら、社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。

さらには、日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応等も課題となっており、いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進や計画的な教職員定数改善が必要である。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 少人数学級の推進や計画的な教職員定数改善を行うこと。具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。当面、35人以下学級を早期に完結すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

小田原市議会議長